



AI/TOKUSHIMA

平成30年度第1回徳島県
地域医療構想調整会議

資料2

平成30年10月16日

平成29年度病床機能報告の結果について

徳島県保健福祉部医療政策課

病床機能報告における4医療機能について

- 各医療機関（有床診療所を含む。）は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

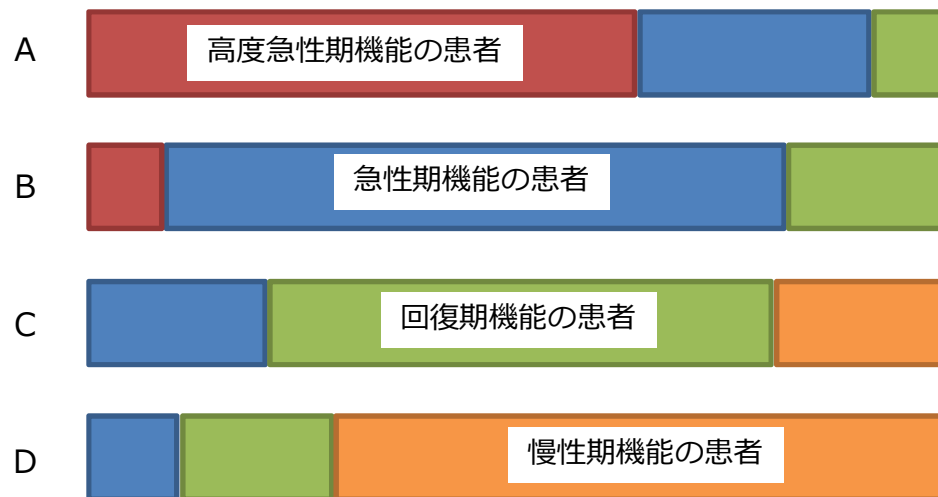
- **回復期機能については**、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していなくても「**急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療**」を提供している場合には、**回復期機能を選択できる**。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。

医療機能の選択に当たっての基本的な考え方

第 1 4 回 地 域 医 療 構 想	資 料
に 関 する W G	
平 成 3 0 年 6 月 1 5 日	2 - 2

病床機能報告においては、病棟が担う医療機能をいずれか 1 つ選択して報告することとされているが、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、下図のように当該病棟でいずれかの機能のうち最も多くの割合の患者を報告することを基本とする。

(ある病棟の患者構成イメージ)



各々の病棟については、

「高度急性期機能」

「急性期機能」

「回復期機能」

「慢性期機能」

として報告することを基本とする。

特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取扱い

第4回地域医療構 想に関するWG資料	2
平成29年5月10日	

特定入院料等を算定する病棟については、一般的には、次のとおりそれぞれの機能として報告するものとして取り扱う。
その他の一般入院料等を算定する病棟については、各病棟の実態に応じて選択する。

高度急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例
救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

- 救命救急入院料
- 特定集中治療室管理料
- ハイケアユニット入院医療管理料
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 小児特定集中治療室管理料
- 新生児特定集中治療室管理料
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新生児治療回復室入院管理料

急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

- 地域包括ケア病棟入院料（※）

※ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択。

回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。

- 回復期リハビリテーション病棟入院料

慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

- 特殊疾患入院医療管理料
- 特殊疾患病棟入院料
- 療養病棟入院基本料

地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について

「地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について」
(平成29年9月29日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡) 抜粋

地域医療構想における将来推計は患者数をベースに将来の病床の必要量を出しているのに対し、**病床機能報告制度では様々な病期の患者が混在する病棟について最も適する機能1つを選択して報告する仕組みである。例えば回復期機能は、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を指すものであり、当該機能を主として担う病棟が報告されるものであるから、単に回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定している病棟のみを指すものではない。**

しかしながら、**この点の理解が不十分**であるために、これまでの病床機能報告では、**主として「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を有する病棟であっても、急性期機能や慢性期機能と報告されている病棟が一定数存在**することが想定される。

また、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、主として急性期や慢性期の機能を担うものとして**回復期機能以外の機能が報告された病棟においても**、急性期を経過した患者が一定数入院し、**在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションが提供**されていたり、**在宅医療の支援のため急性期医療が提供**されていたりする場合があると考えられる。また、回復期機能が報告された病棟においても、急性期医療が行われている場合がある。

これらを踏まえると、**現時点では、全国的に回復期を担う病床が大幅に不足し、必要な回復期医療を受けられない患者が多数生じている状況ではないと考えているが、病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量との単純な比較から、回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足しているように誤解させる状況が生じていると想定される。**

このため、今後は、**各医療機関に、各病棟の診療の実態に即した適切な医療機能を報告していただくこと**、また、高齢化の進展により、将来に向けて回復期の医療需要の増加が見込まれる地域では、**地域医療構想調整会議において、地域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析**を行った上で、機能分化・連携を進めていただくことが重要と考えており、地域医療構想の達成に向けた取組等を進める上で、ご留意いただきたい。

平成29年度病床機能報告制度における主な報告項目

構造設備・人員配置等に関する項目

具体的な医療の内容に関する項目

病床数・人員配置・機器等	医療機能(現在／今後の方向) ※任意で2025年時点の医療機能の予定	幅広い手術 がん・脳卒中・心筋梗塞等への対応	手術件数(臓器別)、全身麻酔の手術件数	急性期後・在宅 復帰への支援	退院支援加算、救急・在宅等支援(療養)病床初期加算／有床診療所一般病床初期加算
	許可病床数、稼働病床数		人工心肺を用いた手術		地域連携診療計画加算、退院時共同指導料
入院患者の状況	医療法上の経過措置に該当する病床数	重症患者への対応	胸腔鏡下手術件数、腹腔鏡下手術件数	全身管理	介護支援連携指導料、退院時リハビリテーション指導料、退院前訪問指導料
	一般病床数、療養病床数		悪性腫瘍手術件数		中心静脈注射、呼吸心拍監視、酸素吸入
	算定する入院基本料・特定入院料		病理組織標本作製、術中迅速病理組織標本作製		観血的動脈圧測定、ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄
	看護師数、准看護師数、看護補助者数、助産師数		放射線治療件数、化学療法件数		人工呼吸、人工腎臓、腹膜灌流
	理学療法士数、作業療法士数、言語聴覚士数、薬剤師数、臨床工学士数		がん患者指導管理料		経管栄養カテーテル交換法
	主とする診療科		抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	リハビリテーション 疾患に応じた／早期からの	疾患別リハビリテーション料、早期リハビリテーション加算、初期加算、摂食機能療法
	DPC群		超急性期脳卒中加入、脳血管内手術、経皮的冠動脈形成術分娩件数		リハビリテーション充実加算、休日リハビリテーション提供体制加算
	総合入院体制加算		入院精神療法、精神科リエゾンチーム加算、認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算、精神疾患診断治療初回加算		入院時訪問指導加算、リハビリテーションを実施した患者の割合
	在宅療養支援病院／診療所、在宅療養後方支援病院の届出の有無(有の場合、医療機関以外／医療機関での看取り数)		ハイリスク分娩管理加算、ハイリスク妊産婦共同管理料		平均リハ単位数／1患者1日当たり、1年間の総退院患者数
	三次救急医療施設、二次救急医療施設、救急告示病院の有無		救急搬送診療料、観血的肺動脈圧測定		1年間の総退院患者数のうち、入棟時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数・退棟時の日常生活機能評価が入院時に比較して4点以上改善していた患者数
	高額医療機器の保有状況(CT、MRI、血管連続撮影装置、SPECT、PET、PETCT、PETMRI、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小線源治療装置、ガンマナイフ、サイバーナイフ、内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)等)		持続緩徐式血液濾過、大動脈バルーンパンピング法、経皮的心肺補助法、補助人工心臓・植込型補助人工心臓	障害者等受入 長期療養患者・重度の	療養病棟入院基本料、褥瘡評価実施加算
	退院調整部門の設置・勤務人数		頭蓋内圧持続測定		重度褥瘡処置、重傷皮膚潰瘍管理加算
救急医療の実施			血漿交換療法、吸着式血液浄化法、血球成分除去療法		難病等特別入院診療加算、特殊疾患入院施設管理加算
			一般病棟用の重症度、医療・看護必要度を満たす患者割合		超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
			院内トリアージ実施料		強度行動障害入院医療管理加算
			夜間休日救急搬送医学管理料	多様な機能 有床診療所の	往診患者述べ数、訪問診療患者述べ数、看取り患者数(院内／在宅)
			精神科疾患患者等受入加算		有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料
			救急医療管理加算		急変時の入院件数、有床診療所の病床の役割
			在宅患者緊急入院診療加算		過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合
			救命のための気管内挿管	の医科連携 連携歯科	歯科医師連携加算
			体表面ペースティング法／食道ペースティング法		周術期口腔機能管理後手術加算
			非開胸的心マッサージ、カウンターショック		周術期口腔機能管理料
			心膜穿刺、食道圧迫止血チューブ挿入法		
			休日又は夜間に受診した患者延べ数(うち診察後、直ちに入院となった患者延べ数)		
			救急車の受入件数		

具体的な医療の内容に関する項目と病床機能

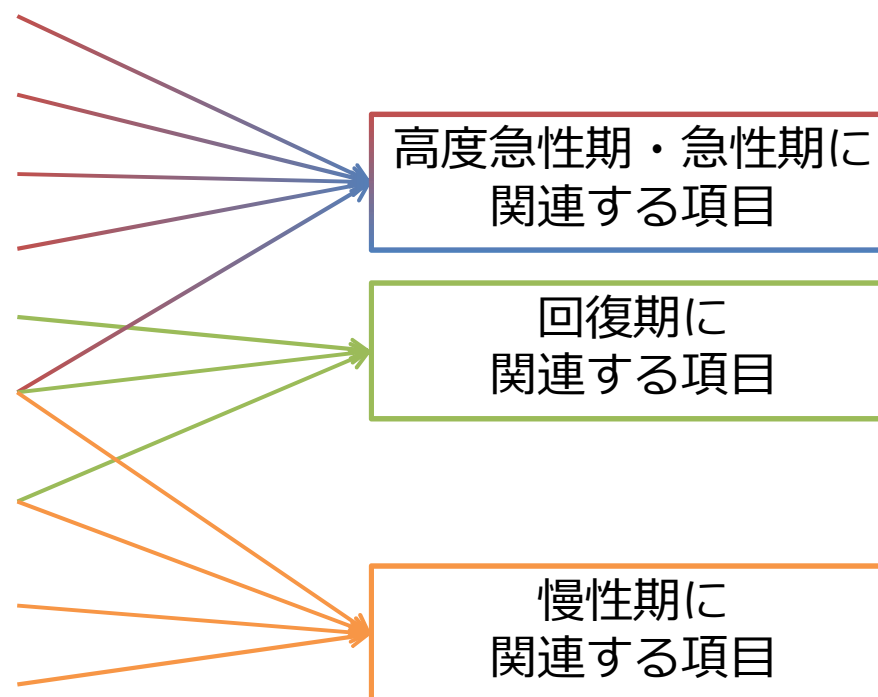
- 病床機能報告における「具体的な医療の内容に関する項目」と、病床機能との関連性を以下のとおり整理。

第 1 0 回 地 域 医 療 構 想 に 関 する W G	資 料
平 成 2 9 年 1 2 月 1 3 日	2 - 2

【具体的な医療の内容に関する項目】

<様式 2>

- 3. 幅広い手術の実施状況
- 4. がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況
- 5. 重症患者への対応状況
- 6. 救急医療の実施状況
- 7. 急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況
- 8. 全身管理の状況
- 9. 疾患に応じたリハビリテーション・
早期からのリハビリテーションの実施状況
- 10. 長期療養患者の受入状況
- 11. 重度の障害児等の受入状況
- 12. 医科歯科の連携状況

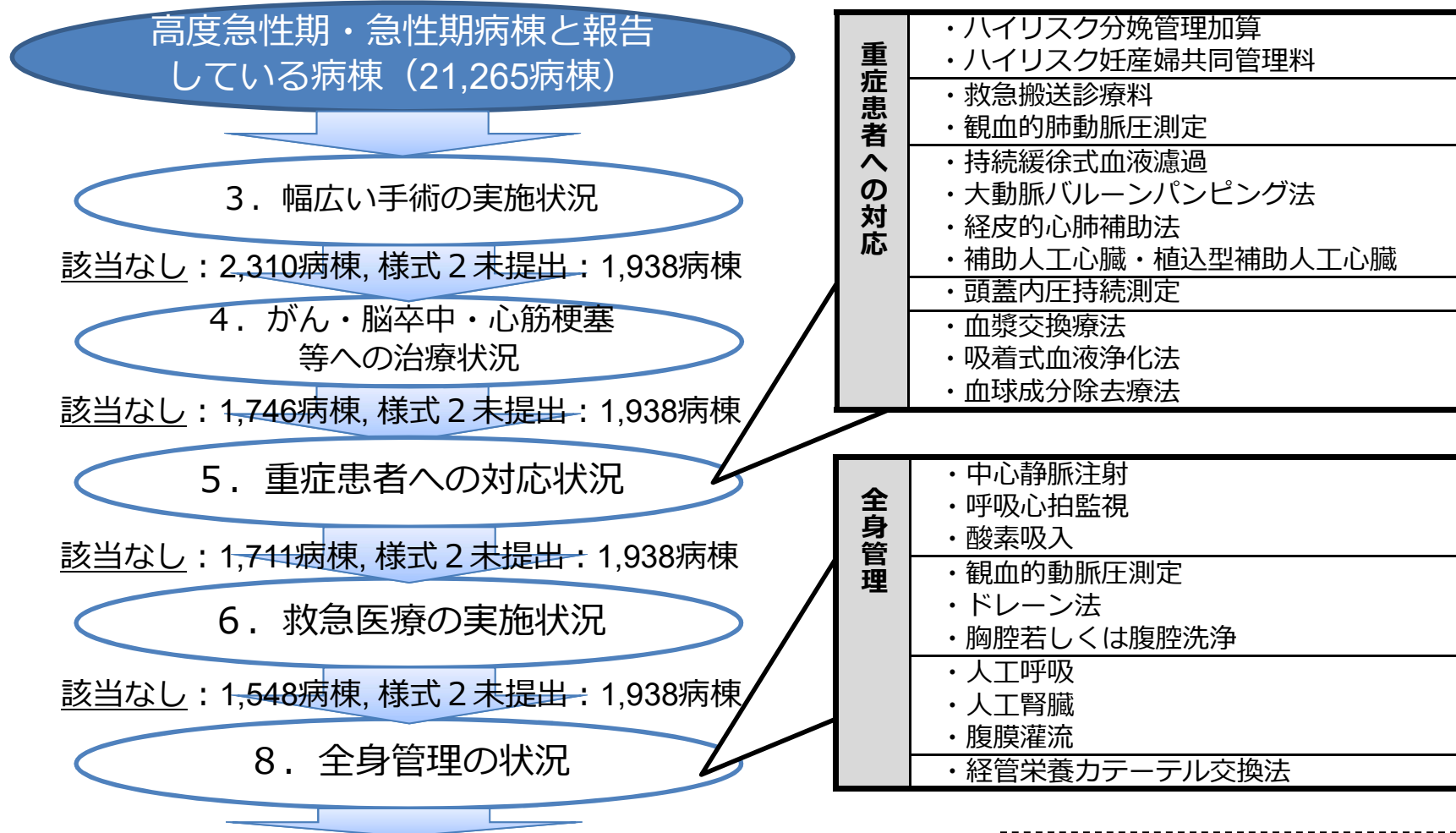


急性期医療を全く提供していないと考えられる病棟について

- 高度急性期・急性期機能を選択した病棟について、「具体的な医療の内容に関する項目」の実施の有無を確認。

※ 平成29年度病床機能報告において、様式1で高度急性期又は急性期機能を報告している病院の病棟及び有床診療所のうち、様式2で以下の項目でレセプト件数、算定日数、算定回数が0件又は未報告と報告された病棟数を算出

第13回地域医療構想に関するWG	資料
平成30年5月16日	3-1



「全項目該当なし：1,076病棟」 + 「様式2未提出：1,938病棟」
= 3,014病棟（約14%）

地域医療構想調整会議で
機能について確認

- 報告対象医療機関数 26 機関（14 病院、12 診療所）
- 未報告医療機関数 0 機関
- 報告率 100%

医療法第30条の13（病床機能報告）

○第5項

都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第1項もしくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

○第6項

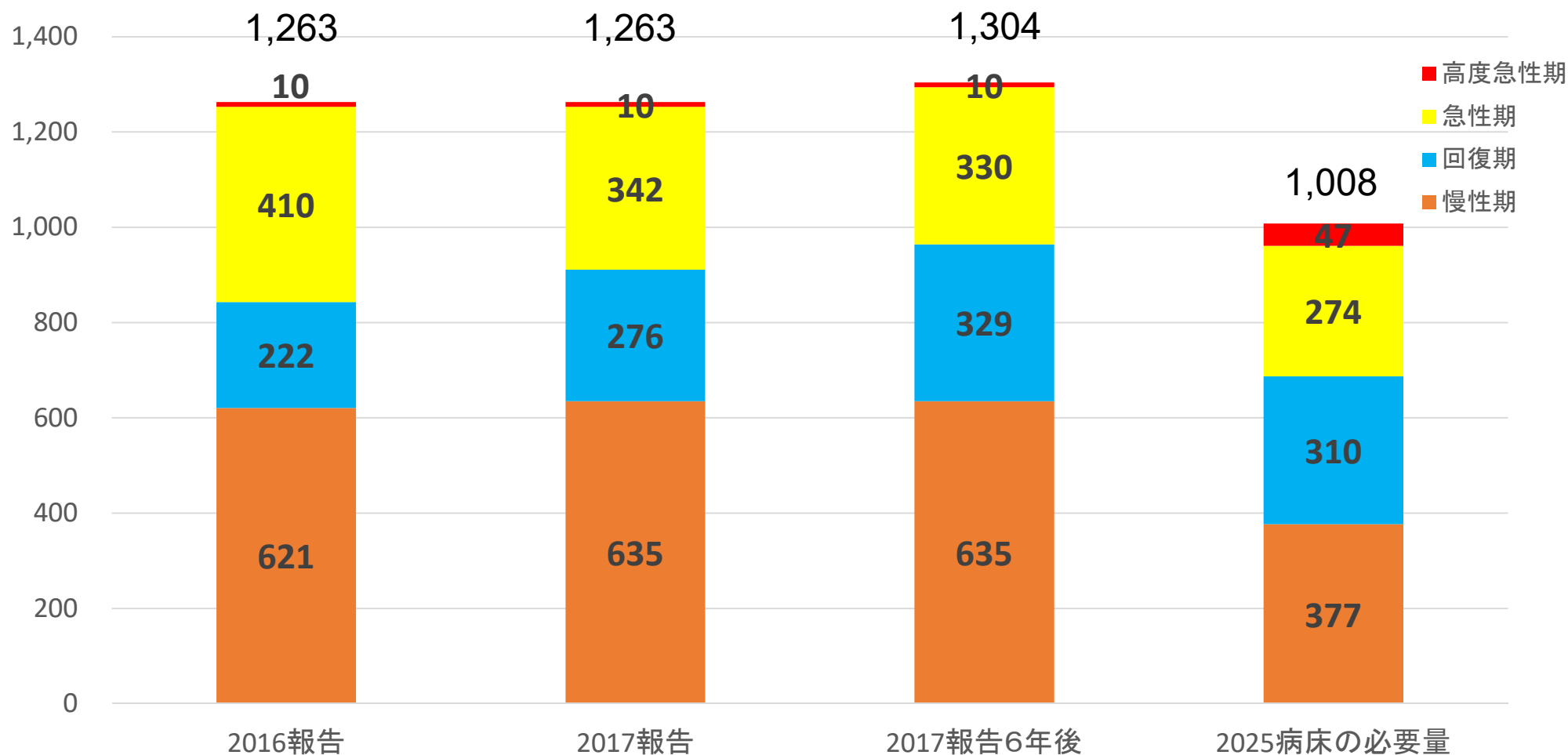
都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

医療法第75条の3（過料）

第30条の13第5項の命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

病床機能報告による病床数と病床の必要量との比較【西部】

- 高度急性期が少なく、慢性期が多い状況に変化なし
- 6年後、回復期は必要量と均衡する



- 非稼働病棟を有する医療機関 2 機関（1 病院、1 診療所）
- 非稼働病床数 一般病床 60 床 療養病床 0 床
- 6 年後も休棟のままの医療機関 1 機関 19 床

○都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明を求めること。

○病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる病棟を有する医療機関に対しては、都道府県は、速やかに、医療法第7条の2第3項又は第30条の12第1項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、非稼働の病床数の範囲内で、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。

○ 6年後に過剰な医療機能に転換する医療機関 1 機関

例：休棟→急性期

○都道府県は、病床機能報告の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求めること。

西部 (参考) 今後、介護保険施設等へ移行する予定の医療機関

6年後又は2025年に介護保険施設等へ移行すると報告した医療機関は0機関

県長寿いきがい課で介護医療院への転換意向調査を実施し、現在集計作業中。
次回の調整会議で報告予定。